

別表 1

○共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 「地産地消推進」の趣旨に賛同する事業所等であること。 ② 申請内容等を広報いちほらや市のウェブサイト等のメディアで紹介されることを承諾する事業所等であること。 ③ 食品衛生法等、関係法令を遵守していること。 ④ 市内に事業所等があること。 ⑤ 市原市産品を今後も増やしていこうとする意欲のある事業所等であること。
○販売店等（直売所・量販店・小売店）の基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 直売所においては、年間営業日数が 100 日以上であること。 ② 量販店及び小売店については、市原市産品の売場面積が概ね 3 m²以上、常設している事業所等であること。 ③ 市原市産品である旨等の表示を行っている事業所等であること。
○ホテル・旅館・飲食店等の基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 料理の食材として、市原市産品を端境期を除き継続して使用し、メニュー等へ市原市産品である旨の表示を行っている事業所等であること。
○食品加工業者等の基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 市原市産品を主原材料として使用し製造された商品が 1 品以上あること。 ② 主原材料表示に「市原市産」と明示すること。

※注 1)

共通基準①から⑤については、「販売店等（直売所・量販店・小売店）の基準、ホテル・旅館・飲食店等の基準、食品加工業者等の基準」の全てにおいて必須項目となる。

※注 2)

共通基準以外の項目については、それぞれ該当する項目を全て満たさなければならない。